

第 11 回 熊本市自治基本条例検討委員会会議録概要

日 時：平成 20 年 10 月 31 日（金） 午後 3 時～午後 5 時

会 場：市庁舎 4 階 モニター室

出席者：山口会長、荒木副会長、落水委員、木下委員、齊藤委員、下川委員、鈴木委員、
田中委員、前委員、寺本委員、西村委員、原委員、村上委員、山形委員、林委員

欠席者：松崎委員

山 口 会 長	1 開会 ただいまから、第 11 回熊本市自治基本条例検討委員会を開会いたします。 本日の委員の方々の出欠についてですが、松崎委員は所用のため欠席との連絡がありましたのでご報告いたします。 なお、本日の委員会は、2 時間程度を予定しておりまして、5 時には終了したいと考えておりますので、ご協力をお願いいたします。 それではまず、資料の確認を事務局からお願いいたします。
事務局	（資料確認） ・ 次第 ・ 資料 1 「一巡目 協議結果一覧 新たな項目入り」 ・ 資料 1 - 1（山形委員提出） ・ 資料 1 - 2（林委員提出） ・ 資料 1 - 3（西村委員提出） ・ 「合併特例区と地域自治区の法的性格の具体的説明及び他の自治体における運用の実際について」（林委員提出） なお、一部訂正があります。資料 1「一巡目 協議結果一覧 新たな項目入り」の 36 ページ、「3 委員会の構成」に新たな提案項目を記載しておりますが、この提案は林委員からであり、西村委員からの提案ではありません。提案者欄の西村委員を削除願います。
山 口 会 長	ありがとうございました。資料が揃っていない方がいらっしゃいましたら事務局へお知らせください。 本日は、次第にありますように、まず、提案された新たな項目の協議を行い、その後に、自治基本条例の構成、今後のスケジュール、二巡目の進め方についての協議を行いたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。 それでは、早速、新たな項目についての協議に入ります。まず、事務局より資料の説明をお願いします。
事務局	2 提案された新たな項目の協議について 今回、新たな項目ということで、三人の委員からご意見をいただいております。 「資料 1 - 1」は山形委員からのもので、2 項目の提案がなされております。 次に、「資料 1 - 2」は林委員から、また、次に、右肩の「資料 1 - 3」は西村

	委員からの提案で、いずれもこのような資料をいただいたところです。 それをまとめたものが、「資料 1 一巡目 協議結果一覧 新たな項目入り」です。山形委員のご提案についてはそのまま一覧表の中に入れておりますが、林委員と西村委員からいただいたものにつきましては、事務局がお二人と協議をいたしまして、確認をさせていただいた上で、一覧表に整理して記載しているところです。
山 口 会 長	ありがとうございます。まずは、この資料 1 に基づきまして協議をしたいと思うのですが、本日は、多くの項目について協議いたしますので、新たな項目の協議は、4 時 10 分くらいまでで終えたいと思っております。 また、具体的な検討の方法ですが、かなりボリュームがありますので、多少選びながら、優先的にするものと、時間があればするものとに分けて行いたいと思っております。それに先立ちまして、まずは提案された 3 人の委員の方々からどのような主旨なのかということをご発言いただければと思います。
山 形 委 員	まず、「審議会等の会議結果（議事録等）の公表」についてですが、今まで、審議会の公開ということについては何度も協議し、みなさんは共通の認識をお持ちいただいていると思うのですが、会議の結果や議事録の公開も必要だと思ひまして、提案しております。それは一つには、私たちは、責任を持ってここで話をさせてもらっているつもりですが、市民参画により出された意見が、逆に自分達の利益誘導にならないように、私たちは厳に戒める必要があるという思いも持っています。 ここで出された意見は、将来自治基本条例が、見直し、または再検証されるような時に、反映してもらいたいという思いも含めて、この項目を提出しました。 次の、「ソーシャルキャピタルの仕組みづくり」は、前々からお話しておりますとおり、地域の問題点を自分達で解決する時の手法で、これは「社会的資本」という言い方をしたりします。例えば協同労働の協同組合につきましては、「協同組合法」として、今、法制化を目指して、国会議員の皆さんが、超党派的に集まって検討されておりますが、その「協同労働の協同組合法」というものに基づいた社会的なネットワークを構築していくことは、きっと必ず必要になると思います。そのような仕組みづくりの基本になる部分は、条文で是非盛り込んでいただきたいという思いで提案させていただきました。以上です。
林 委 員	私は新たな項目ということで、「1-2」の資料を提出させていただきました。時間の関係もありますので、重要な項目についてお話し上げたいと思います。 第 1 点は、住民が主権者であることを明確にし、自治基本条例の特質、法的な性質というものについて、新たな視点から明記しております。 第 2 点は、自治基本条例の基本的な構想と運営の基本原則を明確に打ち立てて、この自治基本条例のあるべき運営、市政というもののとの関係を盛り込んだと

	ということです。 第3点は、主権者たる市民の権利の設定についてです。権利のカatalogという ことで住民の権利、もちろん住民と市民と事業者というのは定義し、各主体の権 利設定を明確にしております。特に、協働請求権と協働諾否権の問題は、特色の あるものとして捉えていただいてよろしいのではないかと思います。 第4点は、まず大きな主体であります主権者によって設置された議会の位置づ けを明確にしていること、それと住民からの提案・陳情については、提案として 受け止めて、委員会等で審議するという。さらに行政との間における反問権 というものも盛り込んでおります。 また、行政については、行政の首長の位置づけを明確化しているということと、 オンブズマン制度の新設ということを盛り込んでおります。 たくさん細かい部分はありますが、時間的な問題がありますので、資料 を一度見ていただければと思います。 最後になりますけれども、条例をきっちり守っていく、もしくは魂を入れるた めの大きなシステムとしては、いわゆる自治推進委員会のあり方というものが大 きな位置づけを持ってくるであろうと思いますので、この自治基本条例を改正も しくは廃止という際には、自治推進委員会に諮って、かつ住民投票に基づいて、 それを主権者である住民の声を聞くということを明確に盛り込んでおります。
西 村 委 員	私は、資料の「1-3」に是非自治基本条例に盛り込むべきだという項目を提 案しております。 考え方の第1は、熊本市における自治の仕組みや自治をどうやって運営してい くかという観点から整理しております。まず、章立てを最初に持ってきておりま すが、内容としましては、第1章には、自治基本条例の目的及び最高規範性を明 確にするという事です。 そして、第2章に自治の基本理念と自治運営の基本原則を、第3章は自治運営 を担う主体の役割と責務として、市民と議会、それから市長、執行機関を持っ てきております。第4章は、自治運営の基本原則に基づく制度等ということで、第 1節では情報共有と説明・応答責任による自治の運営、第2節では、参画による 自治の運営、第3節では、協働による自治運営、第4節では、住民自治による地 域自治の運営、そして第5節では、自治推進委員会の設置。第5章が、国・県等 との関係。第6章が、条例の見直しというふうに、6章までの章立てで、この自 治基本条例によって熊本市の自治運営を図っていくという原則を明確にすべき だと考えました。 2つ目は、市民・住民にとって、使い勝手のいい、すぐに使える条例にしてい くということです。 つまり、住民にとって利益のある、便宜性のある条例にしていこうということで、

	他の都市においても進められている、住民の苦情を解決していくオンブズマン制度を導入することを提案しており、これは、行政の信頼、それから市民と行政の友好な信頼関係を築いていく上からも是非とも必要だと考えております。 自治基本条例がやはり市民にとっていいものになる、市民に支持されるために、私は色々な提案をいたしました。以上です。
山 口 会 長	ありがとうございます。 ご提案いただきました内容等がボリュームがありましたので、重要なポイントについてお話をお聞きしました。 早速、協議に入ります。一覧表を見ていただきますと、網掛けの部分が新しい提案ということになりますが、かなりボリュームがございます。これを一つ一つ順番にやっておりますと、かなり時間もかかることが予想されましたので、私と副会長の方であらかじめ協議いたしまして、ある程度、優先順位の高いものを抜き出しており、まずはそこをやろうと思っております。 その後、他に是非ここで議論したいというものがあれば、時間の範囲内で議論できればと思っております。 私どもが選んだものは、4点ございまして、1点目は、先ほど山形委員がおっしゃってありました20ページの「ソーシャルキャピタルの仕組みづくり」についてです。それから、26ページの一冊下の「安心・安全に暮らせるための危機管理」。それから、27ページの「自治体法務」。最後に「苦情処理・公的オンブズマンの設置」でして、この4項目をまず議論したいと思います。 議論の仕方は、これまでどおり、「盛り込む」「盛り込まない」「検討する」ということについてご意見を伺いたいと思います。まず、20ページの「ソーシャルキャピタルの仕組みづくり」につきまして、ご意見をお願いします。
林 委 員	これ以外のものについてはどうするのですか。
山 口 会 長	今回は、「新たな項目」の提案ということでお願いいたしましたが、内容にかかわるものが多いと思いますので、内容に関わるものにつきましては、これまでどおり、二巡目以降に協議したいと思います。 他にも「新たな項目」があるのかもしれませんが、まず順番としてはこれをやって、プラス、是非ここで、というものがあれば、時間の許す限り議論しようということです。よろしいでしょうか。 それでは、まず、20ページのソーシャルキャピタルについては、いかがでしょうか。
山 形 委 員	常々言っております中学生にも分かるようにということ言えば、もう少し分かりやすい言い方はないのかと悩みながら、見あたらずにここに持ってきておりますので、良かったらそのへんのところから、先生方に教えていただければと思

	います。
荒 木 副会長	ソーシャルキャピタルは、１９８０年代から取り沙汰されている言葉でして、平たく言いますと、「人と人との交流を盛んにしていくことによって、新しい社会に対する価値を生み出していく」ということです。そのための仕組みづくりはどう考えたらよろしいでしょうかという内容ですので、私は、これからの社会にとって、これは盛り込むべきであると考えております。
原 委 員	荒木副会長にお尋ねです。 私もこの項目は、「盛り込む」ということでいいのではないかと考えておりますが、一つ上の「新しい公共の仕組みづくり」という項目の中で、一緒に併せて考えてよいものかどうかということをお尋ねしたいと思います。
荒 木 副会長	ただ今のお尋ねですが、「新しい公共の仕組みづくり」の中に、この「ソーシャルキャピタルの仕組みづくり」は入れ込んで結構です。 個人と個人、組織集団と組織集団など、どんな形態でもいいのですが、地域社会の中で色んな組み合わせができるかと思います。そうしたものの交流の密度を高めていくことによって、新たな公を生み出していくという、先ほど価値と申し上げたのですが、社会に貢献できる新しい価値あるものを生み出していこうというのが、このソーシャルキャピタルの、基本的な考え方ですので、これは言い換えれば、新しい公共の仕組みづくりという意味合いの中に入れ込んでもしっかりと私は理解しております。
西 村 委 員	私も荒木副会長にちょっとお聞きしたいのですが、協働をどういうふうに進めていくかというところで、「行政と市民」「市民間の協働」「行政間の協働」という３つの協働というものがあるというふうに林委員の提案にはあるんですが、今、提案されていることは、市民間の協働ということを行っているのか、それとも行政と市民との協働を含めたものとしてこれを言っているのか。それから、ソーシャルキャピタルということは社会資本という意味ですから、これを実際運営した場合に、どういうふうに当事者、それから市民に影響を具体的に及ぼしていくのか。広く言うと協働のところに位置づけられる問題なのかどうか。そして、中身の問題として、運営上、具体的にどういうふうになっていくのか、市民にどういう影響が出てくるのか。行政との関係で、行政にどういう影響が出てくるのか。という点についてちょっとお聞きしたいと思います。
荒 木 副会長	ソーシャルキャピタルは、協働よりももっと広い概念であるというふうに受け止めておいて結構です。 協働は、具体的な主体間の協力・連携のシステムを言っているわけですが、ソーシャルキャピタルは、もっと広い立場の集団とか、組織とか、グループとかというようなもの同士ですから、その中に、行政も一つの組織として位置づける、こういう考え方です。

	対等な主体間の協力・連携と交流の密度を高めていくということと、ただ協力・連携していくということに、ちょっと違いが出てくる。交流の密度というのは、お互いに交流し合わないとは発生しないものですが、その中に、協力・連携も一つの形として入りますというふうにソーシャルキャピタルは広い概念を持ちます。協働は非常に具体的で、実際の目標達成のための協力・連携関係を指すものと考えます。
西 村 委 員	よく分からないですね。抽象的ですね。
荒 木 副会長	抽象的です。概念というのは非常に抽象的です。
林 委 員	自治体の枠の中における活動という理解でよろしいですか。それとも自治体という統治概念から外れた中で、これは運営されているというようなものなのかというのが第1点。 それから、第2点としては、個別条例についてはどう考えておられるのか。 第3点としては、議会とか、行政の首長等の市政との絡みの中において、どのような関係が成り立つのか。いわゆるこういうことについて議会の百条調査権とか、住民監査請求、事務監査請求等の関与の度合いというのがどういう形になるのか。ソーシャルキャピタルのイメージというのが、市政という自治体の統治概念の中からどういう形で位置づけてきているのかというのが、私も不勉強で申し訳ないのですが、今の議会との関係、行政との関係、条例との関係、それから統治概念から見てどういう枠の中に入るものなのかということをお教えいただければと思います。
荒 木 副会長	西村委員は、先ほどソーシャルキャピタルを「社会資本」とおっしゃったのですが、一般的には「社会関係資本」というふうに理解されております。 それから、今、統治概念からソーシャルキャピタルをどう見るかという質問がございましたが、普通の政治行政の枠内で考えていった場合に、行政の働く範囲内でいくと全部うまく地域社会が治まっていけばよろしいのですが、現代社会の中では治まりきれない領域が出てきています。だから、行政以外の主体の力と、行政とが協力・連携をしていくという形での新しい統治といいましょうかね、地域社会づくりみたいなことが出てまいります。 そういう意味合いで、既存の統治概念を少し幅広く捉えるような形で私は理解しているということです。 それから、条例との関係では、新たな公共を生み出していく多元的な主体、いわゆる様々な主体間の交流の密度を高めていくようなルールを定めていくという意味合いのものを、条例の中に謳いこんだらいかがでしょうかということです。

	それから、現実の市政との関係ですが、首長との関係、議会との関係、当然、議員さん方とも首長さんともですが、今までの範囲で取り組んできたものよりは、より幅のある範囲にわたって議員さん方も首長さんも取り組まなければならない、しかし、どうしても現在の規定の中では全部対応していくことはできない、そういう時、議員さんとか首長さん以外の一般市民からなる組織やグループ集団が、その地域社会のために役立つようなことを提起し、場合によってはそれを達成していくために力を発揮する、そういう形で現行の条例の中に少しプラスアルファしてあげると、そういう意味で関係が出てくるのではないかと考えております。 これはもう少し具体化していかないといけないわけなんですけれど、非常に抽象的な形、概念で、現在のところ取り組まれておりますものですから、それを具体化していきますと、協働という、何と何が、何という目的を達成していくために、どういう持っている特性を発揮しながら、その目的を達成していくかという、その手段体系を明確化に表していくのが協働であると。それを少し広く捉えたものがソーシャルキャピタルだというふうに理解しているのだと、そのように、私の場合は思っています。
西 村 委 員	ソーシャルキャピタルの定義はどうなっているのでしょうか。それから、このために個別条例を作っていくべきと考えておられるのでしょうか。
荒 木 副会長	後の方から言いますと、現行の行政の力だけでは対応できない問題が出てきて、それ以外の集団や主体の力を借りてやっていけば達成できる、そういうものが見えてくれば、それを条例でもって定めていくということです。 それから、定義については「異なる多様な主体間の交流密度を高めて、新しい価値を生み出すこと」という、なんとも分かりにくい、抽象的な定義がなされております。
山 形 委 員	具体的に私が夢に描いているものの一つをご紹介します。発達障がいの子もたちのことなんですが、重度の発達障がいについては、療育手帳ですとか身障手帳とか精神手帳とか、手帳の交付がなされておりますけれども、軽度の発達障がいの場合には、行政の福祉の仕組みとしては完全に外れております。 そこで、そういう人たちの居場所として、共同作業所や小規模作業所というものを、親御さんたちは夢見ています。 そのときに、営利だったら税金の対象となりますので、協同組合法というのができれば、共同出資をして、そこで出た利益はみんなで分配すれば、また新たなやる気が出て、さらに新たな投資となります。このように何と申しますか、営利事業としてやれる中で、公共の福祉に適ったようなものをしていく仕組みをつくるというのが、今の流れです。 そのためには、ある程度の行政からの庇護も要りますし、守ってあげなければ

	ならない部分もあれば、「これ以上のことをやったらこれはもう営利と認めざるを得ませんよ」などと言った枠というのは必要だと思います。 NPOとの大きな違いは、NPOは利益を還元できませんが、そこで頑張っている人たちには、働きに応じた利益が得られるということで、もっと頑張る力が湧いてくると思います。 そのためにも、個別条例が必要になってくるのかなと考えています。先ほど原委員が「新しい公共の仕組みづくり」の中で一緒に併せてといったご意見がありましたが、新しい公共の仕組みというところが、市政だけではなくて、色んなところにも絡んでくるので、一応、私は別立てのほうが逆にいいのかなと思いながら提案しました。
山 口 会 長	そろそろ、結論を出したいと思います。「盛り込む」という意見が幾つかありまして、「よく分からないのでうちちょっと検討したい」という意見もあったと思うのですが、他の方、いかがですか。
鈴 木 委 員	皆さん方の議論を聞いておりますと、概念として取り入れたいという話と、具体的な市の施策や市民のアクションとしてはどうなっていくかということが、よく見えてない中での議論となってしまうと感じますので、保留でいいのではないのでしょうか。
山 口 会 長	鈴木委員の方から、もう少し検討したらどうかということです。先ほど原委員がおっしゃっていた、一つ上の「新しい公共の仕組みづくり」というのは盛り込むということで、また、コミュニティ関係は、ほとんどが盛り込むとなっておりますので、どう盛り込んでいくのかについては、少し検討したいということでしょうか。 (一同了承) それでは、次にまいります。次は26ページの「安心・安全に暮らせるための危機管理」についてです。 では、簡単に説明していただけますでしょうか。
林 委 員	「資料1-2」の14ページの第33条で「安心・安全に暮らせるための危機管理」ということを提案しておりますが、災害については、行政はもちろんきちりした形で万全の策をとっておられるわけでありますけれども、何らかの不測の災害等においては、行政共々、それから地域のコミュニティの一人として隣人を助けて、互いに協力して災害等に対処するという心構え、地域の助け合いということについては、やはり自治基本条例の中に規定しておく必要があるのではないかとということで、33条の第1項から第4項をご提案申し上げたということです。
鈴 木 委 員	行政の仕組みと住民の仕組みとが一緒に入っているので、この位置でいいのかということと、上段が行政、下段がコミュニティを含めた住民という、この構成

	でいいのかということも含めて、ちょっと議論したらどうでしょうか。
落 水 委 員	構成は別にしまして、是非盛り込んでいただきたいと思います。 それと災害は当然のことですけれども、新型のインフルエンザの問題、または、ある意味で諸外国、近隣諸国からの色んな武力的な攻撃等のニュアンスも具体的に含めるというわけではありませんが、このようなニュアンスもやっぱり盛り込むような時代になってきているのではないかという気がいたします。
山 口 会 長	災害対策基本法や国民保護法の関係で、自治体でも計画を作っているかと思うのですが、その根拠となるような規定にもあたるとも考えられる一方、もっと幅広いものかもしれないので、そこから出てくるものがもう少しあるような気もいたしますが、よろしければ「盛り込む」ということでいかがでしょうか。 (一同了承) では、盛り込むということにさせていただきたいと思います。 次は、２７ページの「自治体法務」です。これについてはいかがでしょうか。提案された方から補足説明をお願いいたします。
林 委 員	「資料１－２」の１０ページの第２３条で、「自治体法務」を提案しておりますが、これは私としましては是非とも入れていただきたいと思います。 職員の法務的な能力開発もそうなのですが、やはりこの条例の最高規範性の体系のもとにある各条例の整備・整理、それから行政課題の法的な解釈、また、総合計画等の特性に関しては、地域の自治立法権と自主解释权を積極的に法務行政を通じてやるということ。なおかつ、地方分権でこれからどんどん国の権限が下りてくるということで、法令に対する条例が上書き権を持つところまでできておりますから、法務能力の向上ということが是非必要です。 同時に、職務専念義務免除で３年間、市の身分を有しながら職員を派遣することができますので、私どもの大学院の方に派遣していただければと思っております。現在、私のインストラクターとして、宮崎市役所の法務担当をやっている職員が来ておりまして、来年３月に卒業しますが、卒業の時は、ジュリス・ドクター、法務博士号を付与する予定であります。いずれにしましてもこのような自治体法務の能力開発を図っていくことを、是非ともこの条文に盛り込んでいただければということでご提案申し上げました。以上です。
寺 本 委 員	職員の資質向上ということで、「自治体法務」を規定いたしますと、法務関係だけ強調されたような形が出てきます。現在職員に対しては、「人材育成基本方針」に基づき政策能力、それから資質能力の向上を図っておりますので、条例に「自治体法務」だけを規定するかどうかは、今後検討するということではいいのではないかと思います。
西 村 委 員	やはり今の時代の流れからして、きちんと自治基本条例の中に「自治体法務」を位置づけて、職員の養成もそういう方向でしていくというのは当然のことだと

	私は思いますので、盛り込むべきだと思います。
木下委員	私はちょっと逆の立場から言わせていただきたいと思います。 自治体で今必要なのは、法務だけじゃなくてですね、財務だとか IT だとか、それから都市計画などの中身をつくる能力の方が、まあ福祉もそうです。また介護保険の対応をどうするかという福祉の内容を知らないといけないし、法務だけ特記するというのは、非常に私は奇異に感じるんです。 職員の能力全体を色んな分野で高める、特に財政がきつくなると人材育成が一番先に切られますから、そういうことのないように人材を育成することに重点を置きなさいよ、というのは分かるんですが、法務だけを特記するのはちょっとどうかと思います。 どちらかという、これは盛り込むべきではないというふうに思います。
山形委員	法務の職員の部分では、先ほど寺本委員が言われたとおりだろうと思うんですが、自治立法権とか自主解釈権という部分は、今から生きてくる話だろうと思いますので、こここのところだけは、やはり盛り込むべきじゃないかと思います。職員の能力向上という部分は、別のところでも謳ってありますので、少し切り離して考えていけばいいかと思います。
鈴木委員	一つだけ懸念があります。 今、山形委員から、自治立法権と自主解釈権というのは是非とも入れて欲しいというお話がありましたが、ちょっと引っかかるのは「自主解釈権」、これは行政マンが市民の目線から色んなことを運営していく時に非常に重要なスタンスなんですけれども、行政マンの立場で考えた場合に、「もし訴訟を起こされた時にどうするか」というのがいつもバックにありながら、住民のために何かしてあげたいとやっていますので、ここを強調することによって、逸脱してしまった解釈で後で訴訟を打たれたときにどうするかなど、そういうリスクも含めてよく議論をする必要があると思います。流れは、自主解釈権というのを拡大していくということだと思えますけれども、謳い込むことによって、リスクも出てくるということも、みんなで議論しておく必要があるだろうと思います。
林委員	自主解釈権等について、書く書かないに関わらず、絶えず住民のために行政は解釈をしながらやっておりますので、法定受託事務についても、国家賠償法 1 条の関係で、自治体が国家賠償法の責任を負うということは明らかになっておりますし、自主解釈権というのは、行政が主権者である住民の利益を考えながら行っていくという意味で、より良い自治立法あるいは自主解釈権は必要であります。その中で訴訟のリスクは当然発生しますし、ここに自主解釈権というものを規定しなかったとしても、当然国家賠償法 1 条の責任というのは、絶えずリスクを負いながら行政はやっているということです。 ここに書くということは、主権者である住民のために、自治立法権・自主解釈

	権を活用しながら、市の行政を行っていきますという宣言ということで、ご理解いただければと思います。
下川委員	「自治体法務」ということで、項目が挙がっているんですけども、今、林委員が最後におっしゃった部分の、宣言的なものを柔らかい言葉で書くというのはまだ分かるのですが、今、地方自治体にはこの解释权とか立法権というものが、日本の法体系の中では認められていないのではないかという認識を私は持っております。 自治体ができるのは条例であって法ではない。今、地方自治体は法、条例に基づいて仕事をするというのは大前提で、もう自明の理と言っていいと思いますけれども、その法を勝手に解釈して、たとえそれが市民の利益のためであっても、解釈をする権限というのは与えられていないのではないかというような認識を持っております。 ただ、そこで、そういう気持ちで仕事をするというのは大変大事なことであって、市民の利益を図っていかなければならない。ですが、あくまでその法の解釈というのは、現状の制度的なものの中では国に委ねられている状態の中で、特出してここの中にそういうことを記載することが果たしてどうなのかということを感じておりますので、そういうニュアンスを盛り込むことは、誤解を恐れずに言えばどちらでもいいかなという気もするんですけども、明確にそういう文言で記載することについてはいかがなものかなというふうに思っております。
林委員	自治体には解释权はないのですか。
下川委員	個人的にはそういうふうに思っております。
林委員	あなたの発言は、議事録に載るのですよ。
下川委員	個人的にはそういうふうに思っております。
林委員	個人的云々じゃなくて。はっきりおっしゃったじゃないですか。議事録に載りますよ。
下川委員	載って構いません。発言したことについてそういうふうに言われることは非常に心外です。 「個人的な解釈としては」と言ってますけれども、間違っているなら、是非、どういうところが間違っていて、どういうエビデンスがとれているからということでご指導いただければ有難いんですけども、いきなり「議事録に載るからそれでいいのか」と責められてもですね。それは会議のルールから違うんじゃないですか。そういう会議なら私、帰りますよ。議事録に載せていいですよ、「帰り

	ます」というところを。
山 口 会 長	林委員、具体的な自治体の解釈権が問題になったような裁判があるのではないかというふうに私は思うのですが、そのへんをご紹介していただければいかがでしょうか。
林 委 員	自治体には、憲法の９４条で条例制定権が、法律の範囲内であり、条例制定権というのは、憲法の６５条の国の行政権の範囲から外れて、憲法から直結した形でもって解釈権も含めて制定権もあるというのが、内閣法制局の長官の国会答弁の中ではっきり打ち出されております。国の行政権とは別な形で、憲法の９２条、９４条からこれは第８章から直結した形で制定権が出てくるということについては、内閣も国も認めているということです。 行政執行権がある以上は、当然、条例制定権がそこにあるわけで、その条例制定権に基づき制定した条例については、権利義務まで強制するという形のもので、その権利義務に直結する条例についても、例えば行政代執行法の中における法律に書いていたとしても代執行権を与える場合の権限の付与についても、条例で制定しており、その解釈についても、また、それで争われた判例についても、司法は、行政の解釈権等についてもはっきり妥当だということの解釈が出て、判例も出ております。 固有事務の関係についても、国の法令関係について規定があったとしても、上乘せ条例だとか、横出し条例だとか、いわゆる基準を超えたものについての条例制定権も、国の方の法律で認めており、それに対する執行関係について争われた事件についても、適正な形で自治体における法令解釈権を認めた形の判例というのは数多く出ております。そういう意味では、国の法令関係の解釈と、自治体の法令解釈が仮に違っていたというならば、それは、国地方係争処理委員会だとか、裁判で争うことになりますので、自治体における自主解釈権、それから自治立法権、これは、憲法上から直結した形で認められており、それは争いのないところでは。
山 口 会 長	結構専門的なお話になろうかと思しますので、とりあえず、この場合は「検討する」ということでいかがでしょうか。 （一同了承） それでは、そのようにさせていただきます。 次は「苦情処理・公的オンブズマンの設置」です。これにつきましては、これまでの議論した経緯はありますが、多少位置づけが違っていたかと思しますので、まずは提案者から簡潔に説明をお願いしたいと思います。
林 委 員	「資料１－２」の１１ページ、第２７条で提案しておりますが、「苦情処理・公的オンブズマンの設置」については、川崎市において、「川崎市市民オンブズマン条例」が制定されるなど、全国的には、２０数ヶ所で、公的なオンブズマン、

	もしくは福祉オンブズマン、人権オンブズマンという形の中で、オンブズマン条例等が制定されています。 この制度は住民の行政に対する苦情というものを、中立的な第三者機関である公的オンブズマンが住民の代理人として、市長等に対して、意見や是正の措置、制度等に問題があれば改善の提言などを極めて中立的立場で行うもので、高等裁判所の裁判長を経験された高い地位の方々が、公的オンブズマンをしていたりしています。 内容についてお尋ねがあれば、お答えしたいと思います。
鈴木委員	行政オンブズマンについては、熊本市議会でも10数年前に設置の方向で検討していた時期があり、その時は三角前市長も設置に前向きでしたが、行政側はしないという対応でした。 現在、行政側はどのように考えているのかと思います。
山口会長	川崎市の場合は既にあるものを位置づけており、熊本市の場合は、位置づけるためには作らないといけないという点が違うわけです。
鈴木委員	オンブズマンの委員一人ひとりが結構お金をもらっていますね。
山口会長	いかがいたしましょうか。新しく制度を作ることにもなるので、検討するというところでよろしいでしょうか。 (一同了承) それではそのようにさせていただきます。 会長・副会長の間では、新たな項目として、少し個人的なところも入っているかもしれませんが、是非ご意見をいただきたいと思ったのはこれらの項目でした。 時間的にあと少しありますので、どうしてもいうのがあれば、一つぐらいはこの場で議論したいと思いますが、いかがでしょうか。
落水委員	ちょっと今までの論議とは違いますが、ずっと先生方のお話を聞いている中で、ふと思ったことがあります。 最近の様々な社会問題、政治や行政の中での問題、全てを含めて、常に日本の中でまつわる問題は、公と私の問題でどうしても適切な指針がなかなか定められていないような気がしています。 いつもそのことが話題で、公益性とか私益性とか、又は公共益とか、そういうことに関して、いつもマスメディア等で偏った発言等が年がら年中出て、非常に社会を混乱させているような気がしてしょうがありません。 何らかの自治基本条例の中に、人権の欄でもどこでもいいですが、そういうものを盛り込めないかとふと思いましたので、提案させていただきます。
山口	公と私の関係をどう捉えるか、また行政側はどこまで関わるのかということか

会 長	と思いますが、新たな提案ということで、ちょっと、この場で結論は出ないと思いますので、今後、検討したいということによろしいでしょうか。
落 水 委 員	よろしくお願いします。
山 口 会 長	3 自治基本条例の構成について それでは、次の項目に移りたいと思います。 次は「3 自治基本条例の構成について」です。 構成というのは、章立てのことではありませんで、自治基本条例でどういった事柄まで書くのかという事です。自治に関する基本というのが、自治基本条例だと思うのですが、特に重要な事柄については、具体的な仕組みについても、定義した方が良いということもあろうかと思います。 また、わかり易く書いてほしいということもあるかと思いますが、分かり易くすると抽象的になってくる面もあることから具体的にした方が分かり易いかも知れません。このようなレベル合わせをどうするのかといったことを協議したいと思います。 これまで出てきたものを見ますと、かなり細かな仕組みまで規定しているような項目もあれば、理念だけを高らかに謳い上げるものもありましたので、レベル合わせといったことが条例としては必要ではないかと思います。 これまで協議した項目を分類いたしますと、自治を進める上で必要な基本理念だとか、基本原則といった項目があります。 次には、基本原則を実施するための具体的な方法や手法として、条例化するの可否かといった事柄が書かれています。 それから、議会を設置するとか、市長を設置するとか、現在、地方自治法や他の法令で書かれているのだけれども、市として重要な事柄なので、あえて規定したいという考え方もありますし、別の考え方をすれば、あえて書かなくてもいいのではないかという考え方もあるかと思うので、その辺をどうするのかということです。 勿論、それ以外のこともありまして、例えば政策的な問題も結構あって、福祉や環境、循環型社会をどうするといった事柄も書いてあるわけです。 そのレベル合わせとして、先ほどありました、法務を入れるなら財務やITはどうかといった話になると思いますので、そういった事柄を整理、分類したいと思っております。 先ほど言った自治を進める上での基本的な原則、考え方は必要だということについては、多分異論がないと思いますが、異論があれば、ご意見いただきたいと思います。その他、私どもで考えた具体的方法や手法をどうするか、それから他の法令で記載されているものをどうするか、その辺を中心に議論、ご意見いただ

	ければと思います。 出来れば、各委員から一言ずつご意見をいただきたいと思います。意見のまとめ具合もあるでしょうから、まとまった方から順次、ご意見をいただきたいと思います。
鈴木委員	進め方について皆に聞くと、理念的なことを中心とした構成にしようという意見と、それを個別、具体的なものを出来るだけ多く入れようという2つの意見しか出ないと思います。 会長・副会長はどのような方向で考えているのかを、まず言っていただいた方がいいかと思います。
山口会長	そういうご提案がありました。 皆さんがそういうことであれば、考え方を述べますが、先に言うのはどうなのか、ということも思いますので、その進め方にもご意見いただければと思います。
木下委員	私が関わった法律の中で環境基本法というのがありまして、その時にどのような作業をしたかをご紹介します、意見を申し上げたいと思います。 最初にやりたいことを沢山書くのですが、具体的にしなければなるほど、その裏付けをどうするのか、例えば先ほどのオンブズマンであれば予算をどうするかという話があって、出来そうにないものをどんどん書いていくのも、法律のあり方としておかしいので、ある程度、その条文が決まった後で、具体化までの道筋を検討して、非常に不透明なものは、どんどん条文で削られていくんですね。 条例もこれを適用していいか、はっきり断言できにくいところもあるんですが、具体的なものになればなるほど、執行部側としては、出来るのかどうか、議会もそうなんですが、そういうものを簡単にするわけはいかなくなるので、私は今の段階では何人もの目で見るとバラバラになるので、ある程度、会長・副会長が決めて、ある程度、理念的なものに絞られる方向で条例の骨子を作った方がよいのではないかと思います。
林委員	今の木下委員の発言は、理念的なことに集約するという風に受け止めたのですが、自治基本条例は理念的な形で制定することではありません。 自治基本条例は、自治の理念、自治の運営の基本原則、なおかつ主権者である住民、それから執行機関である行政、議会の中で、権利を設定することまでを含めたところまでが自治基本条例ですから、法律における環境基本法等の考え方とは全く違っております。
木下委員	そういったことは、知った上で言っているわけで、もちろん自治基本条例も見ています。 権利の条文を一切書くなと言っているものではないんです。先ほどのオンブズマンのように、具体的な施行に義務付けが伴うようなことを書いていくと、すごく議論が難しくなってしまうので、出来るだけそういうのは避けた方がよいでは

	ないかということです。
林 委 員	条例は何百件も作ってきたんです。あなたは実際に書いていないでしょう。
木 下 委 員	私も市長として何百もの条例を作ってきました。
林 委 員	執行部として起案文を書いていないでしょう。
木 下 委 員	私はいくつも法令の条文の修正をいくつもしてきましたよ。
林 委 員	先行的な自治体のものも含めた形で、整理していただきたいと思います。 他のところからも注目されていますので、主権者たる住民を含めて、憲法を頂点とした新しい自治基本条例を作っていかなければいけないだろうと私は思っております。
鈴 木 委 員	一巡が終わって、全体の項目が250もあります。 いずれにしても、多すぎるというのが実感でありますので、それをどう集約していくのか、また、特殊性を出していくのかという観点をきちんと持って議論していかないと、また新たに気付いた点を入れていくと、300、400と、いくらでも気付けば出てきます。二巡目の校正に向けては、どう集約していくのか、ということ念頭に置きながら、きちんと基本条例となるようなものにしていこうと考えております。
落 水 委 員	私が度々発言をさせていただいておりますけれども、幸山市政において、自治基本条例が5年間ずっと論議がされております。 私たち政治家は現実主義なんです。どうしても具体的な結果を出さなければ、私たちは無能な政治家と言われるしかないのです。無能な政治家になるわけにはいきませんので、どうしても後ろから考えることになります。 幸山市長ご自身の任期がやがて2年過ぎようとしており、残されたところは2年しかないわけです。この2年の間に、この条例は、私は制定すべきと個人的には思っております。である以上は、これほどの内容のものですから、過去の状況を見ましても、上程した後に議会にもう少しお時間を頂戴しないと、即決することはとても現実的には出来ません。 そうしたことを考えますと、個人的な意見ですが、どんなに遅くとも今年度内に何らかの形を市長にお答え申し上げるのが、今後のスケジュールから考えますと、線を引かなければならない状況ではないかと感じております。 林委員のおかげで多岐にわたり勉強になりましたが、それをまたここで一つ一つ全てを論議していくのは、残された時間からするとあまりにも無いような気がしております。

	私の気持ちとしては、何としても、今年度内に、何らかの答えを市長にお出ししたいという想いです。
山 口 会 長	「４ 今後のスケジュール」にもかかるようなお話が出てきたと思います。とりあえず、会長・副会長が試案を示すことでいかがでしょうか。試案というか、今の考え方をまとめたものですが。
西 村 委 員	この条例は市民にとって、有益で具体的に使えるものにしなければならないと思っています。 理念という言葉はいいのですが、理念ということを理由にして、具体性のない、市民が明日から使えないような条例にしてはいけないと思います。市民にとって明日からの生活の中で活動の中で使える、そういう市民にとって有益な、具体的に使える、使い勝手の良い条例にするということを今後の進め方の原則にすべきだと思います。 これまでの議会と行政との話し合いによって、この検討委員会が出来たわけですが、その時に議会と行政との話し合いの結論は、より良い条例案を作ることが、あの時の確認事項だと、これは議会の議事録にも明記されております。この基本的な態度、原則を踏まえて作っていくべきだと思います。
田 中 委 員	まとめ方ですが、原案を作るときの考え方として、これだけ項目があると、どうにもまとまりがつかないし、一つ一つしていたら何日もかかるような項目が沢山あります。 それで沢山出た項目をまとめる時に、理念的なもの、そしてより具体的なものに分けて、それを関連図にまとめていただいて、理念としてはここまで、ただ実際問題として使える条例とするためには、これは個別条例として制定するという項目。それと、もっと具体的に個別に書かなければならない項目などが出てくるかもしれませんが、そういうものが見えるようなまとめの仕方をしていただきたい。
山 口 会 長	試案というか、考え方をまとめて、それを基にお話をした方がいいかと思います。 試案を作るといっても、条文をそのまま作ろうというわけではありませんで、これまで出た項目を分類・整理したいということです。 分類・整理の仕方としては、これは原則的・基本的なもの、それから実現のための手法という分類があると思います。 また、根拠法令があるものについては法令を書きますが、そういう分類もあると思います。 それから情報公開や個人情報保護など、既に条例で実行しているものもあるので、現在やっているのかどうか、根拠規定があるのかどうか、条例の中の条項でやっているのもあるかと思うのですが、これについてはなかなか委員も私もわか

	らない部分がありますので、項目があつて、尚且つ現在行っていることを整理したいと考えております。 さらには、新たに始めるものもありますので、その辺を区分けする作業があるかと思います。 それから、未来に向かって今後どうするという話にもなります。例えば条例を定めた場合、やらなければいけないということがありますので、やれる体制はあるのかどうか。もっと詰めて考えれば費用の問題等もありますので、そういった作業をしなければいけないと思います。 また、規定の仕方に関わってくるのですが、「～しなければならない」という義務規定か、それとも「～するように努めなければならない」という努力義務規定にするのか、これも項目の残し方に関わってくると思います。 そのような整理をして、議論をしていただければいいのではないかと考えているところです。
鈴木委員	それで良いのではないのでしょうか。
林委員	確認ですが、試案として会長・副会長がまとめることについては賛成です。ただ、自治基本条例の根幹に関わる自治、住民やまちづくり等の定義が180度違うと、大きな問題が沢山出てきます。それについては、試案の中でどのような形でまとめるおつもりなのか、定義が全く違う場合、一方の立場でまとめられるのも非常に困りますので、そのあたりのまとめ方のお話を伺えたらと思います。
山口会長	定義については、どの程度の精度になるかわかりませんが、したいと思います。そうでないと、話がしにくいと思いますので、文章としてまとめられるかと思っています。 この件は「5 二巡目の進め方について」にも関わるので、そこでお話をさせていただきたいと思います。 とりあえず自治基本条例の構成といったものについては、こうした形で副会長と進めさせていただきたいと思います。
鈴木委員	了解。
山口会長	4 今後のスケジュールについて 次は「3 今後のスケジュール」です。 実は、今回、追加の項目もありましたが、前回までで一巡しましたので、その結果を今日の1時に市長に報告にまいりました。 その際、以前、今後のスケジュールについて田中委員と落水委員からお尋ねがあり、お答えしておりませんでしたこともあり、市長に今後のスケジュールについてのお考えを聞いてまいりましたので、まずは報告させていただきます。

	市長におかれましては、任期が平成２２年１１月ということ意識されており、自分の任期中にはこの条例を施行させてほしいということをお願いしていました。 これは必ずそうしなければならないということではなく、出来ればそうしてほしいということをお願いしていました。 そして、できれば年度変わりということもありますので、平成２２年４月１日施行ぐらいになればということでした。 仮に平成２２年４月１日に条例を施行するとすると、行政には施行までの手続きがいくつかあり、それを事務局に整理してもらっていますので、協議に入ります前に、その説明をお願いしたいと思います。
事務局	（資料配布） それでは配布しました資料につきまして、説明させていただきます。 仮に条例施行が平成２２年４月としたとき、半年ほどの周知期間が必要になりますので、議会への提案は平成２１年９月となります。 次に議会に提案するまでには、行政側に色々な手続がありまして、例えば、３番に書いてありますように、パブリックコメントや、地域説明会、さらにはシンポジウムを開催したりして、市民の方のご意見を聞く機会を設けますが、それが平成２１年６月から８月ぐらいまで期間を要します。 また、パブリックコメント、地域説明会に入る前に、４番の条例素案、いわゆるパブリックコメントに出す素案を議会に報告して、意見をお聞きする機会を設けることになります。 それから逆算しますと、平成２１年６月には、議会に報告しなければならないので、平成２１年３月ぐらいまでに項目の内容の協議が終わればということになります。 尚、２番と４番の下に「検討委員会への報告・意見聴取」と書いてありますが、これにつきましては、条例素案を議会に報告する前、さらにパブリックコメント等での意見を踏まえた議会に上程する前の条例案について、当委員会へ報告するとともに、ご意見をいただく場を設けるものです。 以上です。
山口 会 長	ありがとうございます。 こうやってみていきますと、私たちの委員会で協議をして成果をまとめ、そこから施行するまでに、１年程度の日時がかかるということで、逆算しますと項目内容の終了が来年の３月、今年度いっぱいになるかと思いますが、こういったスケジュールに対して、何かご意見はありませんか。
西 村 委 員	パブリックコメントを実施する予定になっておりますが、これまでのパブリックコメントはあまり機能していないという状況がありますので、現在、検討委員

	会で議論していますことを本来は中間報告として市民、住民にすべきだと思います。そしてそれをさらに検討委員会で議論して、よりよいものにしていかなければならないと思っております。 やはりなんと言っても市民の支持、理解を得なければいい条例は出来ませんし、その後の執行もできないと思います。 そういう点で、中間報告を住民、市民にするということをスケジュールに入れるべきであると考えます。
林 委 員	スケジュールの関係での提案ですが、自治基本条例の基本理念と、もしくは章立ても含めて、基本的な条例の特質等を盛り込み、条文構成までいくとなると相当時間がかかるかと思えます。 なおかつ、住民に対して、北九州市のように市長自らが何十回もの説明するということをしないと、魂が入った自治基本条例になりえないだろうと思います。 最終的に、基本的な原理・原則を含めて、市民が支持しないということであれば、市長が選挙の時に自治基本条例の中身で戦って、市長が条例の中身を打ち立てるところに私はいくのかなという気がします。 自治基本条例の中身を、選挙の公約として、戦うようになっていくと思いますので、ここで、スケジュールを急ぎ過ぎにならない、拙速だけはしない形で、考えていただければありがたいと思います。
原 委 員	今、西村委員もおっしゃいましたように、策定過程の中で、市民の方への情報提供や意見聴取等の機会を作ることは重要だと思いますので、この協議内容終了後は情報提供はやるべきだと思っております。 それと市長が1期目に入りました時に、自治基本条例を作りたいということで、平成15年から取り組んでいます。 そういう中で、今日市長から、出来るだけ早い時期に策定していただくことが望ましい、ということでございました。 そのあたりは従来から変わらない部分かと思っております。 それと自治基本条例は5年かかっておりますが、2年、3年も、というところの中で、この検討委員会の中でやったことを市民の皆さんに知らしめていく、そういうことを併せて考えますと、この検討委員会がいつまでにそれを取りまとめるかが大きなポイントになるかと思しますので、そういった意味で、今後のスケジュールについて、お話し合いを出来ればいいのかと思っております。
山 形 委 員	確か、前回の素案が出来た時に、各市民センターで地域説明会がありまして、その中に市民の委員も入り、私も応答した記憶があります。市民の皆さんからの率直な、それから真摯なご意見をいただきまして、新たに考えなければいけなかったこともあれば、私たち市民委員と同様の考えの市民の皆さんもいらっちゃって、感謝の気持ちを持って、市民の皆さんの言葉を聞いた記憶もあります。

	もう一つ、パブリックコメントですが、前回の分のパブリックコメントは 80 ページほどになっていましたが、皆さんは読まれていませんよね。 私も全部は読んでいませんが、真剣に一生懸命の市民の意見が出ております。 そういうところも皆さんで読んでいただいて、市民の想いを確認するというのも大事なのではないかと思います。 中間報告もどこかの形で一度やってみるのは意味があることだと思います。
山 口 会 長	中間報告自体を取り上げれば、やった方がいいのかもしれませんが、スケジュール的に可能かといった観点で、ご意見をいただければと思います。
木 下 委 員	行政の経験がある方がこのスケジュールを見ると、一つ何かアクシデントがあると、間に合わないですね。 市役所職員ははっきり言いにくいのでしょうけど、これはギリギリですね。 議会の審議がちょっとでも長引いたら制定できないので、私はここまで、先ほどお聞きしたら、平成 15 年からずっと議論されているのであれば、色々意見はあるのですが、3 月末までには何らかの形で出して、今の市長がいらっしゃる間に制定するのが、やはり住民の意向にも最終的には適っているのかなと思います。 魂が入らないものであればやらないというのも一つの選択だと思うのですが、先ほど山形委員がおっしゃったように、80 ページもの意見が出てきているのであれば、また次の選挙を経てからということになると、出直しの可能性が高いんですね。やはり色々不十分な点があっても、不満足な点があっても、来年 3 月までにはまとめた方がいいと思います。
鈴 木 委 員	まず、基本的に平成 21 年 3 月までに、項目内容協議終了を目指して、そこである程度集約されていれば、例えば素案を提出する前に、時間が取れるのであれば、皆さんの意向も含めて、中間報告等をやってみたらどうかと思います。ちょっとフレキシブルに考え、まず 5 番目の項目・内容協議終了時期をきちんと確認しておけば次の流れになると思います。そこまで確認しておいたらどうでしょうか。
山 口 会 長	来年 3 月に項目・内容協議を終了することを目指して我々は取り組むということ。場合によっては、多少の延びる可能性も無くはない、そんなニュアンスもあるかと思いますが、そのような了解が得られますでしょうか。 (一同了承) ありがとうございます。
西 村 委 員	協議終了とは、条例案を作ることでの終了でしょうか。どういうことを終了というのかが、ちょっと分かりません。
山 口 会 長	このスケジュールで、あと何回、この委員会を開けるかと考えますと、条例案までは出来ないと予測しています。

原 委 員	この検討委員会の設置に関しましては、この条例に規定すべき項目、それから内容等について協議していただき、条例そのものについては行政が作成し、この検討委員会自体は条例が議会に提出される日までとなっておりますので、条文の策定にあたっては、当然、必ず検討委員会にフィードバックさせながら、ご意見をいただいきたいと考えております。 この検討委員会の中では、条例そのものを作るのではないと、私は思っております。
林 委 員	認識が違う。 当初は、起草委員会を作って、条例の文案を作るということが議事録にも載っております。 条例の案文を作らないことには話にならないと私は思っております。 当委員会で条文まで作るという形の中で、起草委員会という話が出てきておりますので、条例の案文を作らないことには、市民からの付託を受けた自治基本条例の検討委員会ではないと思います。その辺のところはきちんと議論していただきたいと思います。
山 口 会 長	一度確認するとすれば、この設置要綱に戻って、この委員会のミッションが何なのかということになるかと思います。 その中で、条例案を出してくれと書いてあるのであれば、それをしなければなりませんし、内容を検討してくれということがこの委員会のミッションであれば、それに応えることになると思います。次回、これについては、もう一回、繰り返しになるかと思いますが、設置要綱に戻った議論をしたらいいかということです。 これでもう一回ご意見いただいて、この議論は終了したいのですが。
西 村 委 員	この検討委員会が設置される端緒は、議会の特別委員会での提案から始まっています。 特別委員会で、より良い自治基本条例の案を作るということが行政に提案されたんです。これに対して行政側は、その時の木村市長室長は明確に「そうさせていただきます」と答えているのです。あくまでも提案は条例案なのです。これは議事録をみたらはっきり明記されています。 その後、議会では、自治基本条例の条例案を行政と話し合って、策定するという目的を明確に決議されているのです。 これは議長が明確に、決定いたしましたと述べています。 議会と行政が話し合って、確認して、契約を結んだことはものすごく重いと思います。ここから私たちは出発しないといけないのです。 行政の要綱はあくまでも行政内部の運営事項であって、議会と行政、市長と話し合ったことを我々は、重視してやっていくべきではないかと思います。

	そうしないと議会の地位や役割と同時に、市長も住民の直接選挙によって選ばれているわけですから、二元代表制の議会と市長はあくまでも住民に責任を負うという立場であるといったことも考えていかなければならないと思います。
山口 会長	市長がどういう公約で当選したか知らないのですが、その結果、現在の任期中に自治基本条例が作れなくてもいいということなののでしょうか。スケジュールを追っていけば作れないと思います。
落水 委員	市長はご自分の任期中に条例を作りたいという話を会長にはされたのでしょうか。
山口 会長	任期中に施行したいということでした。
落水 委員	我々は市長から委嘱をされたのですから、何らかの答申だとか、お答えを間に合うようにお出するのが義務だと思います。
山口 会長	時間がまっています。これ以上、合議が得られるような風にも思えませんので、この件は打ち切りたいと思います。 次回以降再議しなければなりませんので、これまで決まったことは確認したいと思います。 まず、先ほど言ったやり方で、正副委員長の叩き台を提出する。これは合意が得られていると思いますので出します。 叩き台を叩いていただいて、もしかしたら早くまとまるかもしれません。もしもまとまりまして、来年の3月までに条文化が出来るのであれば、いいのかもしれません。しかしながら、そこまでいかなければ、条文化がなされずに、時間切れは仕方がないと思います。 後のスケジュールもありますので、結果として条文化は難しいと思いますが、そのような方向で行きたいと思います。 6 次回開催について 次回の開催予定は、第12回の開催につきましては、平成20年11月25日（火）の午前10時、第13回の開催は12月24日（水）午前9時からということなので、よろしくお願いいたします。 7 閉会 これを持ちまして本日の委員会を閉会とさせていただきます。